

2005年度
民事訴訟法講義-2
8b

関西大学法学部教授
栗田 隆

秋学期-第8b回

1. 判決とその言渡し (250条 - 260条)
2. 訴訟費用 (61条 - 74条)
3. 決定とその効力 (119条・122条)

判決の発効 (250条) - 自己拘束力

- 判決は、言渡しにより効力を生ずる (判決として成立する)。
- 一旦言い渡した判決は、判決確定前でも撤回できないのが原則である (不可撤回性の原則・自己拘束力)。但し、256条・257条で例外が定められている。
- 既判力や執行力といった内容的効力は、判決が確定して始めて生ずるのが原則である。

判決言渡 (251条・252条)

- 判決は、口頭弁論終結後2月以内に言い渡さなければならない。但し特別の事情がある場合は、この限りでない (251条。訓示規定である)。
- 判決の言渡しの前に判決書を作成し、判決書原本に基づいて判決を言い渡す。
- 実質的な争いのない事件については、判決書の原本に基づかずに判決を言い渡すことができ (254条)、この場合には裁判長が主文及び理由の要旨を告げてする (規155条3項)。

判決言渡し期日

- 言渡しは、期日を指定して、その期日に言い渡す。
- 第1回口頭弁論期日に弁論を終結すると共に、その日を判決言渡し期日に指定し、当事者に告知し、直ちに判決を言い渡すこともできる。

判決書 (253条)

- 「判決」という見出し
- 当事者・法定代理人(名称・住所)(5号)
- 主文(1号)
- 事実及び理由(2号・3号)
- 口頭弁論終結の日(4号) 裁判所(6号) 官署としての裁判所名・部・裁判官の署名・押印(規157条1項)。

調書判決 (254条)

- 次の場合には、被告が控訴を提起する見込みは極めて少ないので、原告の請求を認容するときは、判決書の原本に基づかずにすることができる(254条。実例:[大阪地裁平成12年9月14日判決](#))。

訴訟費用 (61条 - 74条)

- 敗訴者負担の原則
- 裁判所は、負担割合を定める
- 具体的な金額は、裁判所書記官が定める

決定とその効力（119条・122条）

- さまざま例外があるが、告知により効力が生ずるのが原則である